

事務連絡
平成27年12月24日

各都道府県消防防災主管部 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課
消防庁危険物保安室

火気を使用する露店等に対する火災予防指導等の徹底について

平成27年11月25日に開催された都道府県消防防災・危機管理部局長会予防部会において、露店でガソリン携行缶と発電機給油口をビニール製の配管で接続し、陰圧や高低差などにより発電機へ自動的に燃料を補給する装置（以下「補給装置」という。）が使用されていた事例の情報提供がありました（別添参照）。

消防庁では、平成25年8月の京都府福知山市花火大会火災を受けて「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成25年8月19日付け消防予第321号消防危第155号消防庁予防課長・消防庁危険物保安室長通知）により、ガソリン等の貯蔵・取扱いに係る火災予防指導の留意事項を通知しているところですが、補給装置の使用を現認した場合は、下記事項に留意し、適切な指導を実施するようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 補給装置の使用による火災の危険性の周知

- (1) ガソリンは引火点が約 -40°C と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、ガソリンが流出すると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて、改めて周知されたいこと。
- (2) ガソリン携行缶の転倒・転落や、ビニール製の配管の脱落・損傷等※により、ガソリンが流出し、火災に至る危険性があることについて周知されたいこと。

※サイフォンの原理（大気圧を利用し、管を使って液体を高い位置に持ち上げ移動させるメカニズム。始点と終点における液面の高さの差が重力による位置エネルギーの差となり、液体が管内を移動する。）やガソリンの蒸気圧により、ガソリンが流出する危険性がある。

- (3) ビニール製の配管はガソリンが湿潤し配管の外部に透過する可能性があり、火災に

至る危険性があることについて周知されたいこと。

- (4) 夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が著しく高くなり、発電機側での燃料の流出等の危険性が高くなることについて周知されたいこと。

2 指導上の留意事項

- (1) 補給装置を用いて稼働中の発電機へ燃料補給を行うことは、前述のとおり火災に至る危険性が高いことから、直ちにそのような取扱いを止めるよう指導されたいこと。
その際に改めて、火災予防条例を遵守するよう指導されたいこと。
- (2) 携行缶から発電機へのガソリンの補給は、それぞれの取扱説明書等に従って適正に取り扱うとともに、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払って行うよう指導されたいこと。

問合せ先

消防庁予防課

齋藤（将）、岡

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

清水、神山

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534



写真1 補給装置の概要



写真2 ガソリン携行缶とビニール製の配管の接続状況



写真3 発電機とビニール製の配管の接続状況

注：補給装置は、インターネットで購入又は部品を購入し個人で製作されている。